

平成22年第30回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第30回岩手町農業委員会総会は、平成22年8月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (2) 報告第2号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----|----------|
| 1番 | 幅 | 清一 |
| 3番 | 岩館 | 修一 |
| 4番 | 武田 | 昭藏 |
| 5番 | 横澤 | 稔秋 |
| 6番 | 遠藤 | 幸夫 |
| 8番 | 細野 | 清悦 |
| 9番 | 三浦 | 博子 |
| 10番 | 千葉 | 静子 |
| 11番 | 太布 | 光則 |
| 12番 | 岩崎 | 明 |
| 13番 | 佐々木 | 由和 |
| 14番 | 田中 | 正志 |
| 15番 | 國枝 | 金一 |
| 16番 | 井戸 | ツヨミ |
| 17番 | 澤村 | 勇次郎 |
| 18番 | 松本 | 良子（職務代理） |
| (議長) 19番 | 福島 | 昭士（会長） |

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----|----|-----|
| 2番 | 三浦 | 新太郎 |
| 7番 | 黒澤 | 金一 |

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----|----|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 | 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 | 寿 |
| 副主幹 | 川村 | 祐子 |

副主任

山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第30回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、2番三浦委員、7番黒澤委員の2名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。3番岩館修一委員、4番武田昭藏委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。本日の総会は、配布してあります報告2件、議案2件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案2件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件、議案2件を議題とすることに決定いたしました。次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は、2ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。受付番号3番となります。土地の所在は、大字江刈内第31地割地内の土地です。田の面積は9,704㎡、畑の面積は27,539㎡、合計で19件、面積は37,243㎡です。借受人が大字江刈内第31地割の48歳の男性です。貸出人が大字江刈内第31地割の78歳の男性です。解約の理由は、双方合意によるものです。合意年月日は、平成22年7月1日、引渡年月日は、平成22年7月31日です。この後、12ページに3条の許可申請を提出しておりますが、子に贈与するために使用貸借を合意解約するものです。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農

地法第18条第6項の規定による通知について、異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。次に、報告第2号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第1項第1号の規定により、転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお開き下さい。農地法施行規則（転用の例外）該当届について、でございます。受付番号4番、申請地は、大字一方井第4地割の中田地区になります。畑4,070㎡の内0.13㎡です。申請人は、仙台市の電気通信業者です。施設の概要は、携帯電話の鉄塔（電柱）を建てるというものです。賃借料は、年18,000円となっております。7ページには、該当届の資料を載せております。電信通信業者による携帯電話用基地局を設置するものです。位置につきましては、10ページ、11ページに載せております。以上説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから質疑がありましたら、ご発言願います。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号でございます。資料は13ページをご覧ください。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転の贈与で許可申請承認についてです。受付番号が12番、土地の所在は大字江刈内第31地割の田が9,704㎡、畑は28,757㎡、の20件です。譲受人が大字江刈内第31地割の48歳の男性の方です。譲渡人が大字江刈内第31地割78歳の男性です。理由は、一括贈与で面積は、38,461㎡です。家族数が8人、耕作者数は、3人です。使用貸借を解約して子に贈与するものであります。なお、現地は、16ページに図面等がございますが、この現地確認につきましては、同地区担当の細野委員に現地確認をお願いしているもので、後ほど報告をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を細野委員からお願いいたします。

8番細野委員 受付番号12番については、現地は、私の地区にありますので、8番の私の方から報告いたします。現在権利を持つ農地は、概ね耕作されており耕作農地も自ら耕作する予定です。野菜と牧草を栽培する計画で、農機具及び労働力は確保されております。権利取得後の常時従事状況ですが、本人も含め基本的な農作業に従事しており、取得後も農作業に従事する意向です。周辺農地の関係ですが、周辺の農地への影響や地域の影響においても、支障がないものと判断されます。よって今回の案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 次の、案件を説明して下さい。

事 務 局 では、次に3条の2件目を説明いたします。資料は17ページをご覧ください。受付番号が13番、土地の所在は大字土川第6地割の田が6筆11,433㎡、です。競売による所有権移転の許可申請の承認ということで、譲受人が大字川口第9地割の60歳の男性の方です。譲渡人は氏名が載っておりますが、競売によるものでございます。買受申出額が総額で760,000円です。この方は6月の総会で買受適格証明の審査をしております、今回、正式に移転ということで申請が出ております。前の所有者は管理が悪かった訳ですが、この方の営農計画では、まず雑草の草刈りをして後には、地域等の酪農家に牧草地として貸し付けたい、または、野菜農家であっても借りる人があれば貸し付けたいということです。いずれ、所有者が変わりましたので、地域の農家への貸付等は以前よりは改善されると思います。それで、ここも現地確認しておりますので、代表委員の方から報告をお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

17番澤村委員 受付番号13番については、8番の私の方から報告いたします。本日午前10時より事務局の田村主幹、山中副主任の2名と16番の井戸委員、1番の幅委員、17番の私澤村とで現地を確認してまいりました。受付番号13番については、手元の資料18ページをご覧くださいと思います。先程、事務局から説明があったとおりです。いままでも、度々協議があった場所です、所有権が移転になり、これからは手入れをし、草地にして貸していきたい。我々から見れば遊休農地の解消となるのではと思います。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求めます。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20ページをご覧ください。農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権の設定の許可申請承認について、でございます。受付番号が3番、土地の所在は大字五日市第11地割、地目は畑で、面積は363㎡であります。借受人が薬局の業者になります。貸出人は大字沼宮内第7地割の80歳男性です。目的は、駐車場にしたいということでございます。賃借料は年360,000円、期間は20年です。この場所は、今の、駐車場を脇に広げるということです。13台ほどの駐車場に整備するということです。

また、もうひとつは、21ページ受付番号4番、土地の所在が、大字五日市第11地割、畑1,017㎡のうち208㎡、借受人が仙台市の携帯電話の業者となります。貸出人が、大字江刈内第10地割の68歳の男性の方です。施設の概要は資材置場と仮設事務所としたいということです。ここに、コンクリート製の鉄塔を建てて携帯電話のアンテナを建てたいということです。工事のための資材置場の設置として、平成22年12月28日まで借りたいという内容です。位置につきましては、21ページに載っております。なお、この2件につきましては、現地確認をしておりますので、代表委員から報告をお願いしたいと思います。以上説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

17番澤村委員 現地確認は、私と井戸委員、幅委員、及び事務局2名で確認してまいりました。資料については、受付番号3番、資料20ページをご覧ください。この場所ですが、沼宮内バイパスの保険事務所の裏です。場所的には、地目は畑となっておりますが、現況は、雑草地でございました。しかも、傾斜地でしたが、となりの外科医院駐車場と同じ形で造るということでした。計画にあたっては、排水の関係とか、隣近所には迷惑にならない状況でした。次に、受付番号4番ですが、資料の21ページ場所は、沼宮内バイパスの警察署の裏側の道路を入れて右に入ったところです。傾斜地

でございましたが、登記地目は、畑となっており、現況も畑になっておりました。計画では、携帯電話通信鉄塔工事の資材置場、資材置場の仮設事務所を建てるということです。このような計画であり、本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第30回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時5分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

3番 印

4番 印